

香芝市上下水道事業会計規程及び香芝市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月1日

香芝市上下水道事業の管理者
の権限を行う市長

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市上下水道事業管理規程第3号

香芝市上下水道事業会計規程及び香芝市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程

(香芝市上下水道事業会計規程の一部改正)

第1条 香芝市上下水道事業会計規程(平成26年水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」を加える。

(香芝市水道料金等収納事務委託規程の一部改正)

第2条 香芝市水道料金等収納事務委託規程(平成16年水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」を加える。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。